

三木警察署だより ☎82-0110

ひょうご防犯ネット+ (プラス)

「ひょうご防犯ネット」が
アプリになってリニューアル!



- お知らせ(情報をプッシュ通知で配信)
 - パトロール(重点エリアをパトロール)
 - 防犯ブザー機能
 - 防犯情報だけでなく、交通情報も配信
 - ココ通知(あらかじめ登録した人に現在地を通知)
- ほかにも便利な機能がたくさん
ダウンロードはこちら▶



アプリがインストールできない方は
メールで情報をお届け

- 犯罪情報や防犯情報をお知らせ
 - 情報の種別や地域を選択できる
- support@police.pref.hyogo.lg.jp
に空メールを送信 申込はこちら▶
- 空メールを送信後、返信がない場合は、件名欄に任意の文字(ひらがな1文字でも可)を入力して、再度メールを送信してください。



消費生活相談

電話サービス契約の注意点

問(市)生活安全課

相談事例

- 電話サービス会社から電話があり「まもなくメタル回線の電話が使えなくなる。光回線契約が必要」と言われ、あわてて光回線を契約したが工事代を請求され、不要な動画サービスも契約してしまった。
- 店舗で携帯電話の機種交換を行った際に、勧められた光回線の乗り換えを契約した。今までの光回線で問題なかったので、元の光回線に戻したい。
- 突然訪問があり「この地区の光回線の増設工事を行った。手続きが必要」と言われ、書類にサインした。すると知らない会社と光回線の契約を結んでいることが分かった。

アドバイス

- 電話サービス会社では、2035年までに従来の「メタル回線(銅線)」を廃止して、光回線やモバイル通信(スマートフォンなど)へ移行しますが、それに伴う工事費は「無料」です。これに乗じた別会社の契約勧誘に注意しましょう。
- 店舗や突然の訪問で、理解できない書類へのサインを求められることがあります。その場ですぐ決めず、必要性をよく検討してから契約するようにしましょう。
- 電話サービスや光回線の契約は、複雑で分かりにくい場合があります。8日間はクーリング・オフ制度が使える場合がありますので、困った時には消費生活センターへ相談してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時~正午、午後0時45分~4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから

5月は赤十字運動月間

日本赤十字社が国内外で行っている災害救護活動や献血事業などの人道的活動は、会員・寄付者の方々の温かい善意によって支えられています。赤十字活動を理解いただき、活動資金に協力をお願いします。

問(市)福祉課 総務・監査係

狩猟免許試験を実施

県では、シカやイノシシなどの狩猟鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の試験を実施しています。

▶申込期間

- 第1~5回目 5月11日(月)~22日(金)
- 第6~9回目 7月21日(火)~31日(金)
- 第10回目 10月5日(月)~16日(金)

各試験日や試験会場などの詳細は
県ホームページをご覧ください。



▲狩猟免許試験

問(県)環境部 自然鳥獣共生課

☎078-362-9084

●狩猟免許初心者講習会を実施します

狩猟免許試験を受験する方を対象に、(一社)兵庫県猟友会が狩猟免許初心者講習会を実施します。日時や場所などの詳細は猟友会ホームページで確認してください。



▲ホームページ

問(一社)兵庫県猟友会

☎078-361-8127

北播磨総合医療センター「がん患者サロン」

日 6月3日(水) 午後2時~4時

場 2階患者教室

問 がん相談支援センター ☎88-8800

広告 みんな見ている!! MIKI City Magazine

三木市がわかる広報みき

皆さんに知ってもらいたいイベントや催し物・PR・報告に。会社の商品案内・営業案内・PRにご利用下さい。

お問い合わせは 兵庫県小野市王子町669-1
竹内印刷(株) ☎0794-63-6300 まで

読み終わったら郷里を遠く離れたご家族、お知り合いの方にも送ってあげて下さい。大変喜ばれます!!

5月12日は民生委員・児童委員の日

「民生委員・児童委員」は、地域住民の立場に立った相談・支援活動を積極的に行いながら、関係機関・団体などと連携・協議し、地域福祉の向上に努めています。

4月1日現在、市では民生委員・児童委員142名、主任児童委員11名が活動しています。福祉に関することや心配ごとなどは、地区の民生委員・児童委員に相談してください。

問(市)福祉課 総務・監査係

障がい者虐待?と思ったら
相談してください

家庭や施設、勤務先などで障がい者への虐待または虐待と思われる事実を発見した場合は、一人で悩まず相談してください。相談者や相談内容の秘密は守られます。

▶虐待の種類

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為



ネグレクト(放棄・放置)

食事や入浴など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない行為

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える行為

性的虐待

性的な行為やそれを強要する行為

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

問(市)障がい福祉課 障害者基幹相談支援センター

広告 MUSBELL

うちの子も結婚できました!

独身のお子様の結婚相談

マルマークCMS取得 ムスベル株式会社
結婚相談所ムスベル神戸
☎0120-138-026

神戸市中央区堂井通4丁目2-2 マークラー神戸ビル5階 通話料無料 営業時間:10時~19時 定休日:第2・第4水曜日